

近代民衆（生活者）の政治意識を考える（講演）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 牧原, 憲夫 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/1437

近代民衆(生活者)の政治意識を考える

牧 原 憲 夫

今回、主催者の日本史研究室からいただいた〈お題〉は、「近代における民衆意識について」でした。でも、大きすぎて私の手に負えないので、「近代民衆の政治意識」に限定し、さらに「政治意識」も、客分(被治者)意識、仁政(安穩な生活の保障)願望、戦争への批判と加担、という三つに絞らせていただきます。ここでいう「民衆」は生活者・庶民といったほどのもので、むろん一つの理念型で現実の「民衆」がすべてこうだ、というわけではありません。うまく三題話にオチがつくといいのですが……。

一、「客分」というあり方

近代国家の構成要件として一般に、国境・主権・国民の三つがあげられます。一定の領域を国境で囲い込み、排他的な権力を確立して、国民を統治する。このうち「国民」は、平等な政治的権利をもつ国家の構成員で、近代国家が成立すれば自動的に存在する、というイメージでしたが、最近ナショナル・アイデンティティをもった民衆、という政治文化論的ならえ方が重視され、国民意識形成のプロセスが問われるようになりました。そういう視点から「民衆の政治意識」を考えるとどうなるか。

まず、次の史料をみてください(引用史料は現代表記で、一部省略・要約するなど読みやすくしてあります)。

(身分制国家では主客二様に分かれ、主人たる者は好きなように国を支配し、その余の者は何も知らない客分である。客分ならば、心配も少なく、国を憂うことも主人のようでないのは当然で、実に水くさいありさま……いったん外国と戦争になれば逃げ走る者も多いだろう。(福沢諭吉『学問のすすめ』三編、岩波文庫)

江戸時代は基本的には身分制国家で、政治に関与できるのは武士だけ、民衆はいわば「お客さん」です(商人が藩の財政再建のために登用される時も「士分」への取り立てが必要)。だから、「お家の一大事!」と武士が大騒ぎしても領民は傍観している、「実に水くさい」、というわけです。まあ、持ち家と借家の違いです。借家は台風で家が壊れても他に移ればいい。マイホームとなれば、台風どころか、日頃から雨樋の枯れ葉を除いたり大変です。実際、戊辰戦争で包囲された会津藩の庶民は、大半が荷物をついでサッサと逃げ出した。他の地方では、落城した藩蔵を壊して年貢米を持ち去ったケースもある。

近代国家は孤立できません。世界的な国家間システムのなかで「独立」を確保するしかない。そのためには会津藩のようにでは困る。国家の運命を自らの運命と受けとめ、戦争となれば「国家のため死ぬこと、殺すこと」をすすんでひきうける、そういう「国民」が不可欠です。いち早くここに気づいたのが明治政府のリーダーや福沢・板垣たちで、彼らにとって戊辰戦争の最大の教訓はここにありました。

そして政府は、「四民平等」となった以上、国に報ずることも平等だ（徴兵生員論、一八七二年）といって徴兵制を実施する。もともと長男や官立学校の生徒等は免除されたから、庶民はさまざまな手を使って徴兵逃れを図りました。たとえば、私が住む東京の田無は当時二千人程の小さな町場ですが、一八八〇年に二〇歳の男性が一六人いた。ところが、戸主一人、実子長男七人、養子長男七人で、養子になれなかった次男一人を除いてみんな免役資格を手にしており、しかも次男の若者は「逃亡」した。つまり、この年、田無町からは一人も徴兵検査を受けなかった。田無が特別に反抗的だったわけではなく、とくに関東では予定人員を確保できないほど、徴兵逃れは〈当たり前〉のことでした。

そこで政府は、養子の親が六〇歳未満の場合は長男でも免役を認めないなど、規則を厳しくする。田無でもこれに該当した若者がいた。そこで彼は、「養親は目が不自由で実子は幼い、私がいらない」とこの家は生活できない」という歎願書に医者や近所の人の証明まで添えて出しますが、却下される。でも、彼はあきらめない。養子縁組を解消して東京に出てしまう。自分が居なければこの家は食って

いけない、と言ったにもかかわらず。そして、跡継ぎがなくて断絶した家の戸主におさまる。戸主であれば文句なしに猶予です。それから数年して彼は田無に戻ってきますが、この戸籍（「死籍」とか「死跡」といわれた）をどうやって手に入れたか？住所は大きなスラムのあったところです。また、新宿には「徴兵免否鑑定所」なるものがあって、「死籍」が二〇円くらいで売られていたらしい。彼もたぶん、スラムで亡くなった身よりの男の戸籍をそこから手に入れたのでしょう（詳しくは『田無市史』第三巻、第五編第四節、参照）。

いずれにしても、一八八〇年代まで徴兵逃れは地域社会でなかば公然と認められていた。江戸時代の兵農分離制は、武力を武士が独占する反面、民衆は戦争にとられない「権利」をもっていました。それを四民平等だからといって急に変えようとしても、そんな「国民」になんかなりたくない、という意識が強かったのは、むしろ当然かもしれません。（戦後の日本も五〇年以上徴兵制がないですが、いま導入されたら皆さんはどうしますか？）

さて、明治になって民衆の生活を大きく変えたもう一つの要素は自由主義経済です。近代的な国家間システムは同時に資本主義的世界システムであり、「国民経済」を確立しないかぎり国家としての自立はむずかしい。明治政府も殖産興業と共に経済活動の自由を保障する政策を採ります。その結果、買い占めなどで米価が騰貴しても、基本的には「営業の自由」として放任された。そこで次のような声が生まれる。

窮民どもの言うところを聞くに、鯉の子が地震になろうが、赤

髭が威張ろうが、琉球人が將軍になろうが、米さえ安くなくて元のように一日三度ずつ米の飯が食えれば、己達は外に望みも願いもなし、と（『東京日日新聞』一八八〇年二月六日）

西南戦争後のインフレがピークに達した時期です。「鯨の子が地震になろうが」は江戸っ子のシャレですが、西洋人でも琉球人でも誰が支配者になってもいいから、とにかく毎日安心して米が食えるようにしてくれ、というわけです。典型的な被治者の発想、客分意識ですね。明治政府の近代化政策には多様な意味がありますが（拙稿「文明開化論」『岩波講座日本通史』16、参照）、徴兵制や米価といった面では、多くの庶民にとって決して歓迎すべきものではなかったのです。

二、仁政要求

自由主義経済の問題は他にもありました。下の絵は、金貸し会社に苦しめられる石川の貧民を描いたものです（『团团珍聞』一八八〇年二月二日）。

荒屋から大きな足が突き出て、「り」と書かれている。スネは私みたいに細って、それを、丸に「土」「日歩貸付」と染めぬかれた半纏を着た男が引っぱっている。何が言いたいのでしょう？ そう、土族の金貸し会社から借金したら、「り足（利息）」がどんどん大きくなって、家から引きづり出されている、というわけです。そして、足だけが大きな男たちがメザシのようにぶら下げられている。今の「090金融」のようなものです。キャブションはこうなっています。



ない」と思っ借りたら「片息」もつけなくなった、という嘆き。こんな、石や瓦のような金の使い方でいいのか（石の川で「ピーピー」泣いている赤ん坊は？ どうか謎解きしてください）。

この絵は前の新聞記事と同時期ですが、すでに「金融逼迫」の声が出はじめていました。これが翌年からの松方デフレで一気に深刻化し、秩父事件など困民党・借金党の活動をひきおこしたことはよく知られています。石川県でも、一八八三年、能美郡の農民が物備

非道な金は備えても石川ら、

「北国の名物だから懸矢で叩き割る様な高利を取り、借りた者を乾鯛にしたとて土族もつともな訳だと、人は何様だか、自分達は思う。」

「お慈悲でえらひどい金をお貸し下され、実に片息ない。」

懸矢（掛矢）は杭などを打つ大きな槌。「土族もつとも」は、「至極尤も」という土族の言い分にかけている。「実に片息ない」は、「実にかたじけ

下落による返済困難を理由に借金の無利息三〇年賦の返済を要求したようですが、大きな騒動にはなりません（森山誠一「松方デフレ期の加賀平野における負債農民騒擾」、困民党研究会編『民衆運動の〈近代〉』現代企画室、一九九四年）。

それにしても、「無利息三〇年賦」とは、ずいぶん乱暴ですね。でも、秩父や武相の困民党も五〇年賦、三〇年賦を要求しているし、加賀藩は天保改革で、肥料購入の借金の無利息五〇年賦を命じています。農民の生活・生産を維持しなければ年貢がとれない。加賀藩は農民に苛酷な藩ですが、それでも実際にこういう措置がとられていた。

また、江戸時代に流布した寺子屋教本には、「君主が正しい政治をして万民の心を得れば、その国を失うことはない。諸民の心を失えば必ずその国を失う」（『金言童子教』）とか、「士は万民を養い助けるための司なり。財を惜しみ人を救わない富貴の人は不仁なり」（『庭訓要語』）といった言葉が出てきます。儒教の「仁政」理念に基づくもので、それを被治者である寺子屋の子どもたちまでが学んでいた。明治以後の教科書よりずっと〈民主〉的です。「仁政は武家の務め、年貢は百姓の務め」という言葉もありました。武士が政治権力を独占すれば、同時に統治責任を全面的に負うことになる。飢饉時のお救いや年貢減免、借金の年賦命令等、民衆の生活が成り立つように配慮する、そういう責務を負った司が武家であり、仁政があつてはじめて民衆はその統治に従い年貢を納める義務を負う、というわけです。さらに、「富貴の人」にも貧民を救う責務がある、とみなされた。武士が政治的な強者とすれば富者は経済的な強者で

す。強者には弱者の生活の守り救済する「務め」があつたのです。

もちろん現実には、苛酷な年貢取り立てや御用商人の不正などで度々民衆は苦しめられた。その度を超えると一揆が起きる。大聖寺藩一揆（一七二二年）での有名な言葉、「免切らず（年貢を減免しない）の盗人ども、世界にない取り倒しめ、今からは我々らが心次第に、したい儘にするぞや、仕置が悪くば年貢はせぬぞ……仕置き次第につく我々ぞ」はその典型ですが、まさに、「赤髭が威張ろうが……」といった「窮民ども」と同じ、客分の立場のみごとな宣言です。

ところが、明治になると原則として地租の減免はなくなり、また能美郡長は「借金は民間相対の取引だから役所は介入できない」と突っぱねる。自由意志による契約だから仕方がない、自己責任だ、というわけです。自由経済とは、経済的強者の活動を権力が放任することです（ここでは、「独占禁止」こそ自由経済の本質だとする岡田与好『経済的自由主義』（東京大学出版会、一九八七年）のような考え方には立ち入らない）。もはや、「金円の貸借は負債主をして本業を廃せざらしむるにあり」、つまり借金は家業を続けるためのもので、返せないから家屋敷や田畑を差し押さえたのでは〈貸借の精神〉に反する、という武相困民党・須長漣造の論理も通用しない。

江戸時代の統治原理では、客分は民衆の本来的なあり方です。だから「仁政」を要求する一揆の側が自らの正統性を主張できました。他方、近代国家では客分も仁政も否定され、「国民」と「自己責任」が公定原理になる。しかし、明治初年の民衆にすれば、それはどう

てい受け容れがたいし、「国家との一体感」や「報国心」をもつのは無理というものでしょう。明治維新で「国民」がすぐに生まれたわけではないのです。

三、政治対立の三極構造

では自由民権運動はどうだったか？ 大雑把に言えば、基本的に明治政府と違いはなかったと考えています。近代的な「個人の権利」の基礎は財産権であり、「私の財産に課税するなら私の同意が必要だ」という租税共議権の発想が参政権、議会制要求の基礎にある。それゆえ、徳政令や年賦命令は行政権力による所有権侵害、圧政の典型と見なされる。蛇足ですが、「個の確立」も一種の囲い込みです。近代の「囲い込みの論理」は、国境や財産のみならず「わたし」という存在にまで及ぶのです。

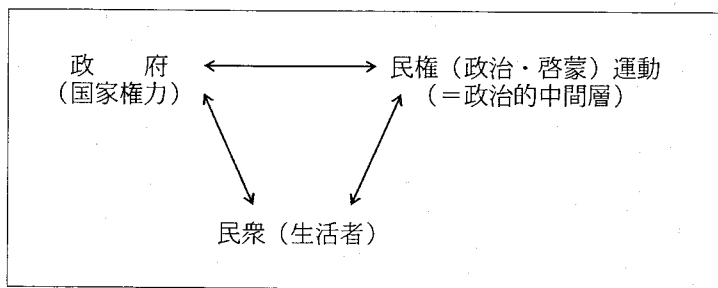
また、近代的な政治運動は一般に、「わが国」の運命は「われわれ国民」が決めるべきだとして、権力への参加や権力の奪取をめざします。これに対して、客分は自らが支配者になろうとはしない。「仕置き次第につく」「だれが支配者でもいい」。民権派はそれが我慢ならない。「一身一家の上へのみ身を働かして、国家の事はあたかも他国異域の事柄を視るようで、自由の精神もなく、政府の命令とあればへーへーハイハイと卑屈の奴隷に甘んじる、こんな人民は、国家の良民ではない、ほんに国家の死民でござる」という植木枝盛『民権自由論』（『近代日本思想体系30 明治思想集1』筑摩書房、一九七六年）の有名な一節はその典型です。政府の言いなりになる「卑屈」な奴は外国の言いなりにもなる、「国家の良民」は

愛国心をもった国民でなければならない、というわけです。徴兵制や自由経済などについて、民衆と民権派の間には無視できない大きなズレがありました。

つまり、自由民権運動は、政府に対して「国民の権利」を要求すると同時に、民衆に対して「国民としての自覚」を要求する運動でした。にもかかわらず、現実の明治政府に対する反発という点で民衆と民権派は一致し、演説会で激しく支持した。いわば、「背中合わせの連帯」「ズレが生んだスパーク」です。

要するに、この時期の政治対立の構図は、「明治国家対全民衆」といった二項対立ではなく、上のような三項対立としてとらえた方が現実的であり、これはその後の政治運動・社会運動などにも基本的に当てはまると私はみています。

と同時に、反政府の民権派が「愛国」を説いたことは軽視できない。民衆にとって「おかみ」として一体化されていた国家と政府の間に、分割線が引かれたのです。政府には反対でも国家への献身は認める、そういう回路が開かれたことは、その後の反政府的な国民



主義・国家主義運動の役割を考えるうえでも見落とせません。

四、民衆と天皇

ところで、天皇に対する民衆の意識はどうだったか。やや脇道に入りますが、ちょっと見ておきましょう。憲法が公布され議会が開かれる直前の一九〇〇年三月、上野公園で内国勸業博覧会が開かれました。その開会式の光景です。

数百の出品人は、足駄を踏み鳴らし、禁煙も忘れてパクリパクリ、たもとから焼手・パンなどを取出してムシヤムシヤ。天皇陛下が姿を見せても帽子を取らず、式部官が高声で二度三度、「帽子を脱せよ、帽子を脱せよ」と催促して不請不請に脱帽する。天皇臨席という最も静粛、厳正であるべき場で、野芝居か寄席見物のようなふしだらな挙動をとるとは言語道断……

（『朝野新聞』一九〇〇年三月二七日）

まだ博覧会に珍品奇品が出された時代ですが、まがりなりにも皇代表に選ばれて開会式に列席した人々たちです。それが芝居見物の気分で天皇を迎えたようなのです。もちろん、これ以後の教育や戦争体験を通して、天皇の権威は高まっていますが、明治末でも天皇が「見物の対象」であることを示す史料が結構見つかります。たとえば、一九一一年に陸軍大演習が行われた久留米での出来事です。

警備が厳重でほとんど戒厳令状態。沿道の奉迎者の少ないのが、陛下のお目に留まったとかで警備をゆるめ、「農工商の老若男女が常服のまま、沿道に立って近く鳳車を拝することができるとの噂が伝わると、出るは出るは、蟻の如くに久留米に群集す」

る者、日々幾万人……（『福岡日日新聞』一九一一年一月二六日）

大逆事件の後ですから警備が厳重で、道路にたむろしているだけで尋問を受けた。だから天皇が馬車で通過しても沿道に民衆の姿が少ない。不審に思った天皇が側近に問いただした。天皇も（人気が）を気にしていたのですね。急に、自由に「拝観」してよいということになり、そうしたらドツと人出が増えた、というのです。

地域の人がとにすれば、一生に一度の体験です。神様というよりスーパースター。とにかく見たいのです。これはいまま変わりませんね。それを端的に示すおもしろいエピソードがあります。天皇の馬車を沿道で迎えた生徒たちが、まず一五度後ろに体を反らし、馬車が通る直前に一五度の角度でお辞儀をしたのです。なぜか？ 天皇の奉迎では三〇度の前傾姿勢をとれという文部省の指令が出ていた。でも、それではなにも見えない。そこで、まず一五度後ろに反らせておこう、ということになったらしい（同上）。

いわゆる「現人神としての天皇」というイメージが浸透するのは、明治期ではなくて昭和とくに一九三〇代になってから、というのが最近の研究基調だと思いますが、これらの新聞記事もそれを裏づけているといえるでしょう。「国民」が簡単に生まれなかったように、「天皇の臣民」も明治のはじめから存在していたわけではありません（拙稿「明治後期の民衆と天皇」）、『東京経済大学 人文自然科学研究』一一一、二〇〇一年三月）。

五、「国民」の戦争、被害者が加害者になる

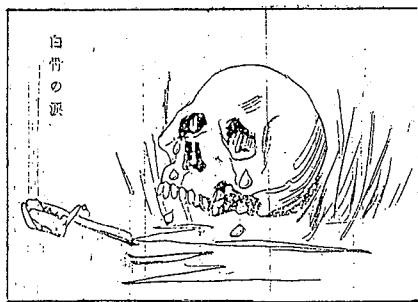
戦争に対しても同様です。日清戦争が始まるまで、庶民は必ずしも熱狂的な気分になつてはいなかった。魚津の風呂屋などでは、「政府の方達も無理なことをされるものぞ。朝鮮国が東なろうと西なろうと、そんなことは此方の知つたことでなし。ほんに馬鹿なことをされるものぞ。兵隊を沢山出して血氣盛んの若者を死なせ、大事な金を塵芥のように使い捨てるなんて」といった声が多い、と横山源之助が『毎日新聞』（一八九四年二月二七日）に報告しています。

それが、しだいに戦争を肯定し、「国家のために死ぬこと、殺すこと」を受け容れていく。なぜか？ 答えはもちろん簡単、単純ではありません。問いの立て方自体にも議論の余地があるでしょう。それを承知でいくつかの論点を出しておきます。

一つは日清戦争が「勝ちいくさ」だったこと。大きな戦闘の「勝利」が報道されるたびに祝勝会が開かれお祭り気分になった。明治維新以後、どちらかというと不本意なことの多かつた職人や小商人など、いわば（負け組）気分の庶民が、初めて（勝ち組）にまわれたのです。強いチームにファンが集まるのは、自分たちもまた「勝利の快感」を味わえるとともに、チームや他のファンとの一体感、アイデンティティをもつこともできるからでしょう。それが国家規模で起きた。「われわれ国民」が快感になった。

逆に、戦死者の増加が戦争を支えることもある。典型は日露戦争での講和反対運動です。日清戦争の一〇倍の戦病死者を出しながら賠償金という「戦利品」がなかった。そこで『大阪朝日新聞』（一九〇五年九月一日）の有名な社説は、「日露戦争は閣臣元老の戦い

ではなく、実に国民の戦いである。ゆえに、国民は内債にも率先して応募し、増税は一億四三〇〇万円に及んでも国民はなお軽いと言ひ、兵士は親に別れ、子に別れ、妻に別れて、喜んで死地につき、笑って敵弾に倒れた……賠償金と領土分割は断じて譲歩してはならない。これは金銭問題ではなく権利問題であり体面の問題である」と、「国民」を煽動した。そして、紙面中央に「白骨の涙」というイラストを大きく載せた。



何のために死んだのだ、という落胆、それが「白骨の涙」のメッセージです。肉親の死が「無駄死に」であつてほしくないという感情はある意味で（自然）ですが、それは「もっと殺せ！」ということです。戦死の悲しみを媒介にして被害者が加害者になる、そういう回路もあるのです。実際に戦場で戦うのは民衆です。国民が戦争を支えている、その意志を尊重しろ。これが「国民の戦争」の論理ですね。ここでは、「国家のために戦うこと、殺すこと」はずでに自明の事柄になっている。むしろ新聞の社説は、前に述べた三極対立図式でいえば政治的中間層にあたり、民衆動員のための論理であつて、民衆の意見そのものではない。政府や中間層の主張をみていくときは、この点に留意する必要があります。しかし、「屈辱講和反対」の主張はかなりの支持を一時的にせよ集めた。一八八〇年代と違って、「国民の戦争」

という論理が通用する状況が生まれ始めたといえるでしょう。

こうした主張は日中戦争が泥沼化した一九四〇年頃にも見いだせる。「東洋平和のための聖戦」で侵略戦争ではない、などと近衛内閣や軍部はきれいなことを言っていないで、早く大陸から軍隊を引き揚げろ、と斎藤隆夫が議会で演説して議員を除名される事件が起きます。そのとき斎藤に寄せられた手紙の大半がこういう調子のものでした。

国民あつての軍部ではないか。領土的野心がないとか賠償要求しないとか、それでは何のために戦争をしている。戦死した者はどうなる。また物資不足してまで仕事をし高い税金を納めている者はどうなるか。(吉見義明他編『史料日本現代史』11、大月書店、一九八四年)

かつての民衆史には、貧しい者や戦死者家族は戦争に反対するはずだという前提がありました。そういう事例はたくさんあります。だがそれだけではなかった、弱者、被害者だからこそ戦争を支持した。いまはその流れをこそ見据えるべきだと思うのです。

六、植民地の恩恵、「生き甲斐」としての戦争

選挙権もない民衆が自らを「国民」と意識する大きな契機としては、戦争のほかに植民地があります。貧しい小商人が朝鮮や「満州」に出かけ、あくどい商売で小銭を貯めて意気揚々と故郷に帰ってきた、という話はあちこちに残っているし、台湾の砂糖や朝鮮の米が日本国民の食生活を変えたこともよく知られています。ここでは日本窒素肥料の例を挙げておきましょう。戦後、水俣病を起こした

あの会社です。一九二〇年代に朝鮮北部に巨大なダムまでつくって操業を始め、水俣からも大勢の社員が移った。水俣では最下層の、人間扱いされなかった労働者でも、ここでは朝鮮人労働者を「指導」する立場に立てたし、家族はオンドルや水洗トイレのついた社宅に住み、土地を追われた朝鮮人女性をお手伝いさんに雇って、なに不自由のない生活ができた。

私も朝鮮に行つて、生まれて初めて、奥さんになったわけですよ。水俣ではオキクですよ。だれでも呼び捨てですよ。水俣で奥さんと呼ばれる人は、社員社宅の奥さん、地主の奥さん、大きな店の奥さんだけでしたなあ。朝鮮であればどんなおかしな人でも奥さんでした。「朝鮮はババ極楽じゃ、女極楽じゃ」て、いいよりました。(松崎次夫他編『聞書水俣民衆史』5、草風館、一九九〇年)

「植民地本国の国民になる」とはまさにこういうことです。満州開拓団では、貧しい小作農が地主になれた。「もつと分捕れ！」という声はこうした現実から生まれている。しかも、敗戦で命からがら引き揚げてくると、「自分たちは戦争の被害者だ」としか感じない。「近代日本の民衆」のこうした意識のありようを無視することはできません。

「戦後」の国内でも似たようなことがありました。男が戦場に出て国防婦人会などが地域社会を支えざるを得なくなる。そのときどういふことが起こったか。

・自分たちの生活レベルでは何もできない。だけど、かっぱう着を着てお世話するというのは、だれでもできることなんです。

それがまた社会のために役に立っている。そういう充実感といえますか、そういうものを巧みに利用された。

・充実感というよりも、もう一つ切り裂くと、国防婦人会へ入っている人を、そのぐるりが大事にしてくれるの。偉いと思ってくれるの。その優越感もある。優越感を利用するということが、人間を使うとき、一番使いやすいの。

・あんなに楽しかったときはなかったと言うんです。自分の命令一つで、男の人も女の人も、全部動かせた。一種の快感でしたとおっしゃる方もいるんです。

(創価学会婦人平和委員会編『かっぱう着の銃後』第三文明社、一九八七年)

「民衆の戦争責任」の問題を一気に深めたのは、愛国婦人会や女性参政権運動を追跡していくなかで、こうした民衆意識を抉りだした一九八〇年代の女性史研究でした。その問題意識が生まれてようやく、「従軍慰安婦」の重さにも気づき得たのではないのでしょうか。

おわりに

明治初年には仁政を期待し客分意識を濃厚にもっていた民衆が、「われわれ国民」という意識になじみ、「国民の戦争」を支えていくようになるのはなぜか。その原因を教育や官憲の抑圧など、民衆の「外部」や「上部」にだけ求めるわけにはいかない。民衆が「国民」になるのは受け身の姿勢からではないからです。安定した生活、よりよい生活、生き甲斐のある生活への欲求、「意味のある死」であってほしいという切実な願望、そうした民衆の「当たり前」の欲

望・願望を喚起しつつ、近代国家は「国民」を戦争や侵略に駆りたてた。近代の権力は「抑圧の権力」ではありません。「欲望を喚起する権力」です。こうしたことは今では常識でしょうが、被害者ゆえに加害者になるとか、社会的地位の上昇、生きがいとしての植民地・戦争体験という回路は、企業の外国駐在員家族のあり方、九・一一以後のアメリカ国民の意識などを思い浮かべるまでもなく、現在でもきわめて強力に機能しています。

同時に、「だれが首相・知事になってもいいから、ともかく安心して暮らせるようにしてくれ」という意識も根強い。「国民」は、主体的に国家に関わろうとする存在であり、権利を主張すると同時に義務を負う、subjectの両義性を抱えた存在です。他方、客分は統治の対象object、被治者の位置にとどまりながら、ときに強い異議申し立てobjectをすることもある。けれども、自らが積極的に「国家」を担おうとはしない。それは政府や政党(政治的中間者)の仕事だと思っている。

しかし、「国民」が「国家のために死ぬこと、殺すこと」を受け容れやすいのは確かだとしても、客分なら戦争や侵略に加担しないかといえそうではない。それが今日のテーマでした。今私たちに求められているのは、国民と客分の双方の両義性をしっかりと自覚すること、そのうえで自分なりの選択をしていくしかない、と思うのです……なんて偉そうですが、もちろんそんなことは自分でもできていません。ただ、「歴史」や「現実」に向かうときに、その「意識」だけは忘れないでいたい、と心しています。